

第7回長野家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成17年7月22日午後1時30分から午後4時30分

2 場所

長野家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 須田充子, 中山隆夫, 花岡圭子, 松岡英子, 向田久美子, 山崎啓明,
米窪千加代 (50音順, 敬称略)

(オブザーバー) 土屋靖之刑事部総括裁判官, 吉川健治裁判官, 柳沢恒夫首席
家庭裁判所調査官, 桂裕首席書記官, 棚田正之次席家庭裁判所調査官, 佐原康
男訟廷管理官, 北原美恵子主任家庭裁判所調査官, 梨田康秀家庭裁判所調査官,
小布施美香裁判所書記官, 竹内永浩長野県弁護士会会長, 土屋準弁護士, 青木
寛文弁護士

4 議事

(1) 開会の言葉 (総務課長)

■ 報道関係者による本日の委員会の取材につき承認された。

(2) 裁判員制度の広報活動の報告 (総務課長) [別紙1のとおり]

(3) 第2回裁判員制模擬裁判の実施報告 (土屋刑事部総括) [別紙2のとおり]

○ 弁護士会も第1回の反省を踏まえ, パワーポイント等のプレゼンテーションソフトを用いたり, 冒頭陳述の言葉も「です」「ます」調にしたり, 「左腹部」というのを「左のおなかの部分」と言ったりと, いろいろ工夫したつもりだが, それでも裁判員にどの程度伝わったかという不安が残り, まだまだ改善の余地があると思った。弁護士会ではパワーポイントを修得し, いか
にアピールするかが大事だという流れになっているが, 個人的には, パワー
ポイントが意外に裁判員にインパクトを残していないという感想を持ってい

る。プレゼンテーションソフトの使い方が悪いのか、そういうものに頼らず本質的なところを分かりやすくしなければならないのか、是非その辺の感想を伺いたい。

（青木弁護士）

（4） 裁判員制模擬裁判の感想

○ 今回の裁判員で全く意見を言わない人がいたが、初めての方はそれが普通だと思う。評議を多く入れたのはよかった。その中でリラックスして意見を言えるようになればよいが、限られた時間の中では難しいことだと思うし、2日間で事件を終わらせることもきついと思う。

（米窪委員）

○ 2回目は、1回目に比べ、改善され工夫されていた。ただ、2日間傍聴するだけでぐったりしてしまったので、裁判員はもっと大変だったろうと思うし、自分の意見を述べることもきついだろうと思った。

地裁委員会の菱山委員からもいろいろ厳しい意見が出ているが、私の個人的な意見では、この制度は必要だと思っている。私は、今やっている模擬裁判も意味のあることではないかと思っている。法曹三者がどうやっていくかということだけではなく、一般の人もどうして裁判員をやらなければいけないのかということを、それを見ながら考えることになるし、裁判がどうやって変わっていくかということが見えてくる。本当に変わるのか、変わらないのか、もっと分かりやすく、もっと迅速にという道筋が模擬裁判を通して見えてくるのが大事だと思う。

それに関係するが、模擬裁判や意見交換を、希望があればマスコミに対してもオープンにするべきだと思う。後で資料や所長レクがあるにしても、記者が自分の目で見ることが意味のあることだと思う。

（山崎委員）

○ 今回公開しなかったのは、法曹三者の意見交換会の部分と評議だけだった。後日行われた裁判員との意見交換の後、裁判員に記者会見の話をしたところ、みんな嫌だというので、むしろこちらからお願いして裁判員役の方二人に残ってもらい記者会見を行った。このような経緯もあるので、公開する場合の

裁判員の気持ちや、公開してどのくらい裁判員が自由に意見を言えるかということも考えて、その辺のバランスをとっていかなければならない。ただ、こういう模擬裁判はずっと見ていただく必要もあると思い、山崎委員には今回の模擬裁判はすべて入っていただいた。（委員長）

- 6月に開催された裁判員制度の説明会が今までの裁判所の行事とは異なるもので驚いた。バスの中吊り広告を見たり、大きなポスターが各所に掲載されているのを見て、裁判所の取組が全然違うのだと思った。説明会の内容も分かりやすく、とても良かった。

模擬裁判については、何も知らない人が裁判員になったら大変だと思うし、話せないというのは仕方ないと思った。法律用語も分かりやすくなったと思うが、裁判のスケジュールを示すことの他に、犯罪を犯して、警察に逮捕される部分からの裁判手続の大きな流れも説明したらよかったと思った。

量刑を判断するのが嫌だから裁判員になりたくないという意見を多く聞くので、過去のデータを基に評議ができるということを知らせた方がよいと思う。（花岡委員）

- 閉ざされていた司法の世界が一般に開かれるという意味で、裁判員制度の価値を認めるが、この制度が実際に有効に機能するかどうか疑問を抱いている。市民が参加するということでは、現在、調停委員の制度があり、以前に委員会でも取り上げられたが、調停委員の資質としては、人格に優れ、見識があり、社会経験が豊富でとハードルが高い言葉が連ねてあった。ある意図を持って選ばれた人が調停委員を務めている一方で、その人たちが経験を積み、熟達することができることで調停制度がうまく機能していると思う。裁判員は偶発的に選ばれ、人生の中で一度選ばれるかどうかということで、熟達することができない。自分がかかわるとなると、責任の重さを感じて刑も軽い方向に流れるのではないかと思う。（向田委員）

○ そういう可能性もあるが、一般的には、極刑ではないが、重罰化傾向になると言われている。どちらの方向へも行かないためには、量刑資料をきちんと出せるような仕組みにしていかなければならないと思う。（委員長）

○ 一度も模擬裁判には参加できなかったが、説明会には学生を行かせた。私も講義の合間にパンフレットを配って、自分なりに制度の説明をして学生の意見を聞いたところ、「こんなのいつ決まったのですか。」と言われた。80人に1人の割合で当たると聞いて、そんなに確率が高いなら大変だということになった。大学生なので、もっと積極的にかかわっていこうという反応があると思っていたら、当たったときに断れるのかという消極的な反応だった。学部が違えば反応も違うのかもしれないが、全く違う世界の中で自分のできるのだろうか心配する意見が多かった。大学生でもそうなので、一般の方はそういう気持ちが非常に強いだろうと思った。

また、短期間で結論を出すという負担は非常に重いという意見も出された。基準はどのくらい細かくあるのかと聞かれたので、よく分からないが、もちろん基準はあるだろうと答えた。基準がなければ情緒でしか判断を下すことができないことになり、問題だと思う。基準をどれだけ細かく提示できて、その提示されたものが国民の支持を得ているかということが必要だと思った。（松岡委員）

○ 現時点での制度は骨格のみで、課題はまだたくさんある。模擬裁判は制度に肉付けをするための材料でもある。（委員長）

○ 私は1回目から傍聴させていただいた。1回目は裁判の流れが分からず、傍聴のみでも大変緊張した。用語も難しく、これは大変なことだと思った。2回目に傍聴した際には、分かりやすく、裁判員に対する説明では、物語を聞いているような感じだった。

市民の感覚は大事だし、必要だと思うが、いろいろな価値観や考えを持った人がいるので、感覚で量刑を決めていくことに多少疑問を感じた。

弁護人の被告人質問は、意図が分かりにくいものがあった。プレゼンテーションは、図示したり、パワーポイントを使ったりして効果があると思ったが、書いてある字を追っていくのは疲れた。

1 回目に思ったが、検察側の証拠はたくさんあるはずなのに、なぜ全部出さないのかと疑問だった。 (須田委員)

- 証拠はたくさんあるが、裁判で役立つものは意外と少ない。検察官の主張で間違いのないものに証拠を絞っている。証拠が足りないと思われたのは、模擬裁判であるため、不十分なものを使って、どっちに転ぶか分からない状況で行ったからである。 (委員長)

5 少年模擬審判傍聴

手続資料及び統計資料説明 [資料 3 のとおり]

裁判所職員による少年模擬審判の実演

6 少年模擬審判の感想等

- 少年審判の流れがよく分かった。処分は相当だと思った。 (須田委員)
- 少年はもっと態度が悪いのかと思っていた。処分の言渡しがあったとき、少年は不服そうだったが、実際はどうなのか関心がある。全体の時間は平均的にどのくらいかかるのか。 (松岡委員)
- 少年の反応はケースバイケースである。少年審判の手続は、通常の事件であれば 4 週間以内の期間で行われるのが原則である。否認している困難な事件については、8 週間近くかかる事件もある。 (事務局)
- 刑事事件と違って裁判官の言葉づかいが優しく、語りかけるような感じだったのが印象的だった。処分の種類の違いがよく分からない。 (向田委員)
- 最初に四つの場面の説明があったので、進め方がよく分かった。 (花岡委員)
- 裁判員模擬裁判を見た後なので、シナリオのある模擬審判は安心して見ることができた。 (山崎委員)

○ 初めて見たが，安心して見ることができた。少年のあいさつや返事がきちんとできていなかったが，逮捕されてから審判までの間にそういうことは教えられないまま，終わる例が多いのか。 (米窪委員)

○ 暴走族との関係を断ち切るとか，バイクを処分するというのは，付添人が付いていれば，当然少年や保護者に指導しているが，だからと言って，少年が本当に反省しているかどうかは分からない。

付添人となった経験から，裁判官が少年に関与する時間が余りに少ないと思う。確かに，事件に関する資料はたくさんあるが，記録と少年の生身の姿は異なるので，もう少し少年をじっくり見て判断してもらいたいと思う。

どんな処分になるにせよ，少年が納得するような審判をするのが，審判の目的であり，付添人，裁判官，調査官の仕事だと思っている。

(竹内弁護士会長)

5 次回期日

未定

(注)

○は，委員等の発言内容

■は，委員会において確認した事項